

スプリングレビュー調書

都市計画部

【協議事項】

都市計画道路の見直し

【現状と課題】

【現状】

・都市計画道路は、機能的な都市活動が十分に確保されるよう都市の基盤施設として、都市計画法に基づいて都市計画決定した道路であるが、その多くは高度経済成長期に都市への人口集中と市街地の拡大を前提に計画されたものであり、現状として、低い整備率や今後も続く整備未着手状態の長期化など課題が山積していることから、少子高齢化社会における集約型都市構造や財政状況に対応した道路整備等を勘案し、道路の必要性について検証すべき状況となった。

・これに対応すべく平成19年度より都市計画道路見直し計画策定に取り組み、課題や都市の将来計画等を踏まえた上で、見直し基本方針を作成し、廃止候補路線を抽出するための検証を行った。

【課題】

・今後、廃止候補路線の公表と都市計画法の手続きについて、市民への説明方法を含めて慎重かつ、ていねいに行う必要がある。

【課題解決に向けた今後の方向性】

・見直し基本方針に基づき抽出した必要性の低い路線（数km～十数km）について、廃止候補路線として公表する。

・公表後、廃止候補路線について、順次市民が理解できるよう、ていねいに説明した上で都市計画法の廃止手続きを行う。

・今回の廃止候補路線に挙がらなかった路線について、今後、総合交通計画等と整合させながら整備路線の重点化（再見直し）を図る。

【今後の主要事業(案)】

- ・廃止候補路線の公表（H22年度）
- ・決定した廃止路線の都市計画法手続き（H22年度～）
- ・廃止路線以外の路線の再見直し（H23年度～）

【協議要旨】

- ◆ **廃止候補路線を含め、見直し基本方針について市民に対して丁寧な説明を行う。**

